

第 3 7 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 2 9 年 6 月 1 5 日 (木) ランドアクシスタワー会議室	
委員	西谷隆亘 (大学名誉教授)、篠原焔夫 (弁護士)、毛利栄征 (大学教授)、山梨恵子 (水資源機構監事)	
審議対象	1. 平成 2 8 年度第 4 四半期の 1 者応札の状況について 2. 平成 2 8 年度第 4 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について 3. 平成 2 8 年度第 4 四半期における随意契約に関する点検について	
	委 員	機構事務局
1. 平成 2 8 年度第 4 四半期の 1 者応札の状況について 2. 平成 2 8 年度第 4 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度の 1 者応札率は 70.0 % とすごく高く、平成 24 年度は 19.1 % とかなり低い、最近は 34.5 % と、かなり差があるけれども、その理由は。 ・1 者応札の No. 42 の 1 億 5,768 万円、No. 56 の 1 億 476 万円、契約金額が高いもので、もう一つ、No. 75 の 1 億 2,900 万円、この 3 つ、高いのが全部同一の業者なので、どうしてこうなるのかなと。 ・No. 42 に、8 名の現場技術員を確保する必要があるが、技術者の確保が難しかったと考えられるという 1 者応札の理由が書いてあるが、8 名の現場技術員を確保する必要というのは、どういう条件なのか。 ・資料 3 で、技術者の確保が難しいという理由が至る 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に 1 者応札の改善への取り組みということで競争性を確保していこうという取り組みを行った。具体的には、公告方法を変更したり、参加条件緩和や、集約発注などのいろいろな対応を行っているところ。それが 21 年度の途中からであったため、実質的にすごい効果が出たのが 22 年度からで、大幅に率が下がった。このことから、各種取り組みの効果が出たものとする。 ・例えば一度に従事者が 3 人、4 人等の数になればなるほど、新規にそれだけの人間を確保して配置することが難しくなるためと思われる。 ・利根導水総合事業所は総合事業所、出先の秋ヶ瀬管理所、見沼管理所と業務場所が 3 カ所にわたっており、それぞれで仕事をやってもらう。それをまとめて発注しているので、8 名の確保が必要となる。大人数な為、その辺がちょっと難しい理由であると思われる。 ・第 4 四半期の発注案件は債務契約であり、施設監視等の案件は 3 月に

	<p>ところに出てきているが、そこが1者応札にならざるを得ない背景なのかなというふうに見ている。その改善策として、発注時期を、上半期に発注するとかという方法もまだ残っているのではないか。26とか27は、この時期に発注せざるを得なかった事情があったということか。後ろにせざるを得なかったという事情か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注のときに複数年の業務をふやせば、もう少し1者応札が改善されるということはないのか。 ・補償業務の入札参加条件で、公共事業の実施に伴う補償に関する業務が10年以上の実務経験を有する者となっているようだが、これは何か根拠あるのか。10年にした理由は。 	<p>契約しておいて、次年度以降、29、30年度に実施する業務の契約である。そのため、なるべく技術者を確保できるように、1カ月以上前に入札、開札を行っているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そういった可能性もあるので、総合的に各現場も判断しているところ。 ・用地補償支援業務の内容として、関係者との協議、それぞれの補償業務、地元への対応も含めてかなり経験や能力を要する業務であるため、業務に精通した者の一つの基準として10年以上、そういった現場での実務経験者というのを一つの目安として要件にしている。
<p>3. 平成28年度第4四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4のNo.4の案件で、27年度に応急対策工事を実施したということだが、その実施した会社は今回と同じ会社か。 ・すぐに回答できないというのは問題である。27年度にそこを応急対策工事を実施して、専門家が対策工事をしたにもかかわらず、1年後にまたクラックの進展が見られたと。これだけの兆候がありながら、なぜ緊急性があるのか、理解できない。もうちょっと、その前段階でいろんな対策は考えられたはず、業者の選 	<ul style="list-style-type: none"> ・確認したい。 ・当初は擁壁が安定していたというふうに考えていた。護床工と呼んでいるが水をきちんと流して、こちらの洗掘を防ぐための工事を先行させるべきというふうに所内で考え、そのための準備を別途行っていた。しかし実際はクラックが発生して、きちんと密着しておらず沈下してしまったため、穴埋めを先行するべきだと判断して、緊急性があると判断したものの。

	<p>定についても。そうすれば、随意契約でなくても、競争入札、その他できたと思う。</p> <p>・もっと手前で対策しておかなかったから、こんなことになったのではないのかというところが論点だろうと思う。この案件に限らず、何か事が起こったときは、緊急だからやらないといけない、随契でいいのだということではなく、今後どうするのかをもう一度考えていただきたいということと、そういうことが起こらないような制度ですとか発注の形態とかというものもあるべきかと思う。</p>	<p>・事前にどういう対応ができるのか、組織内でよく議論していきたい。</p>
--	--	---

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足達 謙二 (内線 4631)